

三条公行実編輯掛本の「李國學法」について

森 川 潤

はじめに

明治二（一八六九）年十一月の「急務件々」に付された「大學規則案」から翌三年二月の「大學規則及中小學規則」にいたる過程において、明治新政府の大學構想はしだいに西欧の学部構成にちかづき、国学、漢学、洋学といった国別の学科構成は、学問領域別の学科構成へと変容する。この過程において、大學関係者はドイツ人から学校に関する規則書のようなものを借りだし、参考にする。

この点について、故大久保利謙氏は、大學別当松平慶永が、明治二年十月ころ、大學大丞加藤弘之の「幹旋」により「プロシア聯邦公使フォン、ブランド」から「普魯志學則」を借りだし、「大學規則」制定の「參考資料」⁽¹⁾と述べている。北ドイツ連邦代理公使ブランドが松平に貸しだした「普魯志學則」は、ドイツで出版された刊本または印刷物であったのだろうか。

さらに、故井上久雄氏は、大久保氏が指摘する「普魯志學則」について、「その普魯志學則は、大學大丞加藤弘之宛、獨書記官ドクトル・ベルリン述、近藤鎮三訳、李國學法學規（写本十七枚、年月を欠く）ではあるまいか」と述べて

いる。⁽²⁾つまり、「普魯志学則」とはドクトル・ベルリンと通称される北ドイツ連邦公使館書記官ベルリン (N. G. Berlin) が講述したものを近藤鎮三が翻訳した「孛国学法学規」であろうと推測している。井上氏によれば、古書目録のなかに「孛国学法学規」の名をみつけたが、すでに人手にわたっていたということである。「孛国学法学規」は、当時、「大學規則及中小學規則」の起草にあたっていた加藤や近藤がベルリンから直接聞き取った内容であることになる。近藤は、幕末期の開成所において独逸学をまなび、当時、大学中得業生であった。

『東京大学百年史』(通史一)は、松平慶永の書翰集『魚狩録』にもとづいて、「大學規則取調の参考として『孛漏生学校規則』一冊が澤外務卿から松平別当を経て加藤大丞に貸渡されている。そして、このような検討を経て、明治三年(一八七〇)二月十九日、『大學規則及中小學規則』が弁官に提出された」としている。⁽³⁾外務卿沢宣嘉から加藤にいたる経路は明示されるが、沢がどのような経路からそれを入手したのか明らかでない。『孛漏生学校規則』一冊という表現は、刊本または印刷物を想起させる。

いずれも、「大學規則及中小學規則」の制定にさいしてプロイセンの「学則」あるいは「学校規則」が参考資料として利用されたという点では一致する。さらに、現物に目をとおしていないという点も一致する。そのために、ドイツの刊本のたぐいか、日本語で筆記したものか判然としない。もつとも重要なのは、その内容がどのようなものであるかまかつたく言及されていない点である。

井上氏は、「孛国学法学規」に執着するうちに、宮内庁書稜部所蔵の三条公行実編輯掛本のなかから「孛國學法」と題する美濃紙大判十二丁の和綴本を発掘された。表題が明記されているだけで、本来奥付に記されるべきもの、すなわち講述者または著者(以下、かりに講述者とする)、訳者、発行年月日などに関する記載はない。

「孝國學法」の本文のうち最初の四分の三は、プロイセンの教育の現状の概説にあてられる。のこりの四分の一は、日本において教育制度を構想するさいに留意しなければならない点についての助言や提言である。井上氏は、「孝國學法」は「普魯志学則」、あるいは「孝国学法学規」の異本ではないかと推測されていたようである。本稿では、井上氏が収集された「孝國學法」がどのような内容のものであるか分析する。

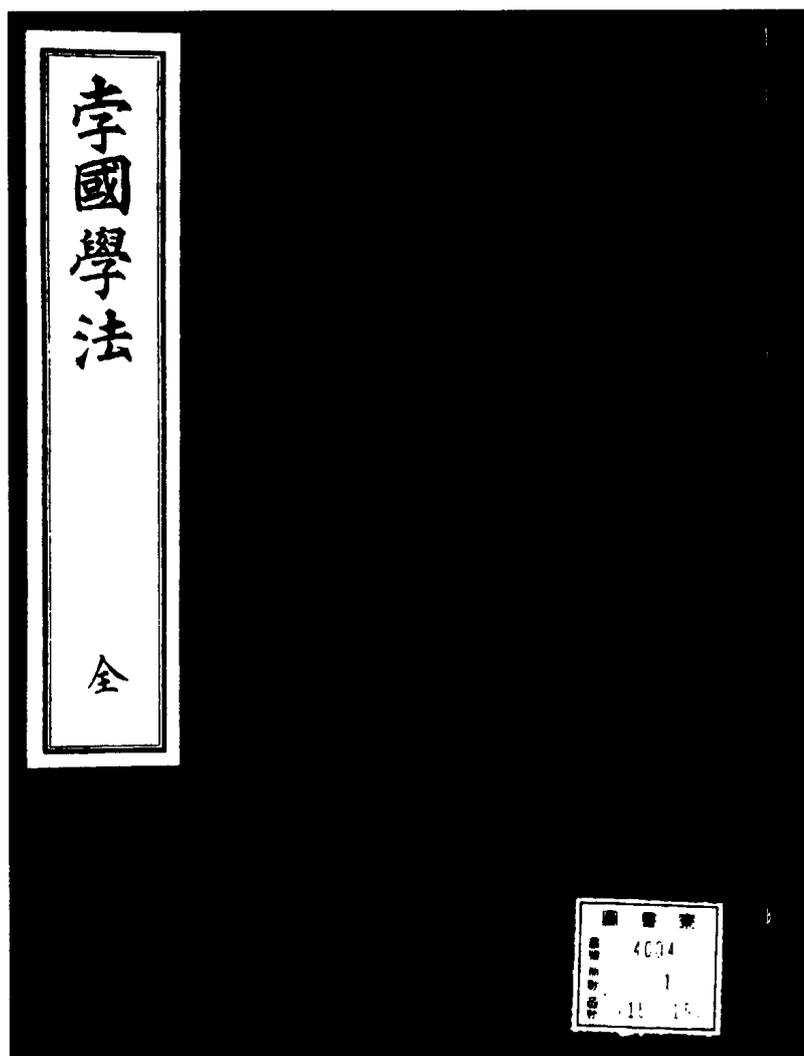


図 「孝國學法」表紙

一 「下等ノ學校」・「中等ノ學校」

学法は、まず、「下等ノ學校」(小学校)に言及する。プロイセンにおいては、「學問ノ稽古ハ上下一般ニテ何人モ此稽古ニ入ラザルヲ得ズ」という就学義務がある。「何人ノ子供モ學校エ入寮セ子バ成ラヌト云掟」、すなわち「地方学事通則」(General-Landschulreglement)は、フリードリッヒ大王(Friedrich der Große)の命により汎愛主義者ヘッカー(Julius Hecker)が起草し、「一千七百六十三年」に公布される。

「地方学事通則」が制定されたのちには、「稽古之風漸々大成ル」、すなわち初等教育は国民のあいだに浸透する。一八三二年にプロイセンの教育事情を視察したパリ高等師範学校長で哲学者のクーザン(Victor Cousin)によれば、プロイセンの初等学校の就学率は一八二八年には八六パーセントをこえていた⁽⁴⁾。

プロイセン全土の初等学校数は、一八六〇年現在で、「二萬五千七百十六ヶ所」、教師は「三萬一千三百八十人」、「弟子」、すなわち生徒は「二百八十七萬四千八百八十二人」である。一八七〇年代はじめには、ベルリン市内だけでも、「小學校三百餘」あったといわれる⁽⁵⁾。「疾病ノ憂」のない「皆人ノ子供」は「六才ヨリ十四才迄」、「下等ノ學校」でまなばなければならない。教科は、「國ノ宗旨」、「讀書」、「筆道」、「數學」、「旧キ國ノ地理」、「歴史」、「音樂」、「画法」である。

義務就学の初等学校は、「中等ノ學校」(ギムナジウム)に接続する。プロイセンにおいては、ギムナジウム(Gymnasium)、リツェウム(Lyzeum)、ペダゴギウム(Paedagogium)、コレギウム(Kollegium)、ラテン語学校(Lateinschule)、アカデミー(Akademie)といった古典語学校が存在したが、一八一二年、ギムナジウム卒業試験規定が制定され、ギムナジウムだけに大学入学のための資格試験を実施する権限が認められる。以後、ギムナジウムは大学進学のための唯一の中等教育機関として位置づけられ、生徒を大学の上級三学部、すなわち神学部、法学部、医

学部に送り込むことを第一の任務とする。その他の古典語学校は、いわゆるプロ・ギムナジウム (Pro-Gymnasium) や市民学校 (Bürgerschule) として存続する。

しかし、ギムナジウムのカリキュラムは、従来の古典語学校のそれと比較すると、科目目、時間数とも増大し、とくにギリシア語や数学は生徒の過重な負担となる。さらに、カリキュラムに関する校長の自由裁量がみとめられていたために、カリキュラムは統一性を欠くことになる。そこで、プロイセン宗務・文部・医事省 (Ministerium der Geistlichen, Unterrichts- und Medicinalangelegenheiten) は、一八三七年、「ギムナジウム基準教則」(Allgemeine Vorschriften über Einrichtung und Unterricht) を策定する。⁽⁶⁾

基準教則は、第一に入学レヴェルの引き上げにより生徒の等質化をはかり、第二にギリシア語、国語、数学の時間を削減し、ラテン語の時間数を増加し、全体として従来の週時間数三十二時間を堅持する。そのために、ラテン語授業時間数の全授業時間数に占める割合が四分の一から三分の一に増加する。第三に、学級担任制が導入され、校長を頂点とする管理監督態勢が整備される。この教則により、六学年級九年課程のギムナジウムが制度的に確立する。こうした編成は、一八六〇年代末によく一般に普及する。

一八三〇年代以降、産業革命の進捗にともない、市民階級においては実学への要求がたかまり、実業中等教育の整備が急務となる。中等教育局長ヴィーゼ (Ludwig Wiese) は、一八五九年、「実科学学校および高等市民学校の授業・試験規定」(Unterrichts- und Prüfungsordnung für die Real- und höheren Bürgerschule) を制定公布し、実科学学校をはじめ中等学校として位置づける。この規定は、実科学学校を六学年級九年課程でラテン語を必修とする第一種実科学学校 (Realschule I. Ordnung)、五学年級七年課程の高等市民学校 (Höhere Bürgerschule)、段階、年限ともに不完全でラテン語を必修としない第二種実科学学校 (Realschule II. Ordnung) の三種類に分類する。

前二者は、卒業試験を実施することができるようになり、さらに志願によって長期にわたる兵役を一年で済ますことができる一年志願兵 (einjähriger freiwillige Militärdienst) の資格が認められる。しかし、これらの学校の卒業生には州官庁の下級公務員の職につくことがみとめられただけで、一八七〇年以前には大学哲学部において継続的に受講することはみとめられない。ラテン語は「支配者と学者の言語」であり、「ラテン語の知識の欠如は、彼らに官吏としての進路をすべて閉ざしてしまった」⁽⁷⁾。

学法は、こうした中等教育の展開をふまえて、まず第一に「中等學校」への入学制度に言及する。将来、「政府之役人」、「兵隊之頭」、「學者」になろうとするばあい、「十才ノ時」に「中等之學校」に進学する。女子のばあいは、「中等之學校」には進学しないが、「親ノ心次第」で「家ノ塾」に入る。修学期は、「十才ヨリ十八才或ハ二十才迄」である。ちなみに、十九世紀後半のプロイセンでは同年齢人口の二パーセントしかギムナジウムに進学しなかったといわれる⁽⁸⁾。

「中等學校」は、「寮ヲ六ヶ所二分チ」、すなわち、表「ギムナジウム」の学年級編成⁽⁹⁾のとおり、六学年級九年課程からなる。入学生には、「流暢に本が読めること、文法の初歩知識、正書法の修得、四則計算と分数計算の基本、とりわけヨーロッパについての地理の基礎知識、『旧約聖書の歴史とイエスの生涯に精通していること』、『図画の初歩』、『幾何学形態論の基本』」などが要求される。

表 ギムナジウムの学年級編成

年齢	原 語	原 義
10歳	ゼックスタ Sexta	第 6 学年
11歳	クヴァインタ Quinta	第 5 学年
12歳	クヴァルタ Quarta	第 4 学年
13歳	ウンターテルチア Untertertia	第 3 学年下級
14歳	オーバーテルチア Obertertia	第 3 学年上級
15歳	ウンターゼクンダ Untersekunda	第 2 学年下級
16歳	オーバーゼクンダ Obersekunda	第 2 学年上級
17歳	ウンタープリーマ Unterprima	第 1 学年下級
18歳	オーバープリーマ Oberprima	第 1 学年上級

新入学生は、通常は、第六学年に入学する。入学時には、「學頭」(校長)による「學術吟味」(試験)をうけ、「學術次第」では第五・四学年に編入されることもある。生徒は、「勉強之次第第二ヨリ」、最上級の「第一等」に進級するが、進級にさいしてはすべての授業科目について試験がおこなわれる。「ギムナジウム基準教則」(一八三七年)により生徒の管理監督を課題とする学級担任制が導入されるが、「教師」が担任する「弟子」は「三十人」にかぎられる。

第二に、修学科目は「羅甸ト額力西ト佛蘭西獨逸ノ言トバ」、「世界ノ地」、「歴史」、「數學」、「分離術」、「音樂」、「身體ヲ堅固ニスル術」である。「英語」がくわわることもある。ギムナジウムは、ローマ末期に整備された自由七科(septem artes liberales)の考え方にもとづく人文主義的色彩の強いカリキュラムを志向し、言語に関する科目(trivium)、「すなわち「羅甸」(ラテン語)・「額力西」(ギリシア語)および数に関連する科目(quadrium)」、すなわち数学の学習を重視する。なかでも、ラテン語やギリシア語はヨーロッパにおける教養の象徴にはかならない。

第三に、学科課程は大学進学課程だけだが、なかにはもともと大学進学を志望しないものも混在する。まず、「六寮ヲ皆極メタル人」、すなわち六学年級九年課程をおえたものは「政府之使者エ對シ學術ヲ改ム」。つまり、第一学年上級に進学した生徒は一八二二年に導入された習熟試験(Maturitätsprüfung)をうける。合格すれば、大学入学資格(Abitur)を付与され、「上等之學問」へすすむ。しかし、十九世紀後半のプロイセンでは大学入学資格を取得したものはギムナジウムの半数から三分の一にすぎないといわれる。¹⁰⁾また、「兵士ノ隊長ヲ好ム人」も「六等ヲ皆極メ」たのち、「學術吟味」をうける。大学入学資格を取得すれば、通例の少尉試験をうけずに、職業将校の職につくことができる。¹¹⁾習熟試験は、大学入学資格試験の性格をもつだけでなく、官吏登用資格試験の性格をもおびることになる。つぎに、「商人或ハ諸職人」の子弟は六学年級九年の全課程をおえることなく、「第四等或ハ第三等」まで進級し、「退寮」(中退)する。ギムナジウムしか存在しない都市では、大学進学をめざさない中産市民層も、初等教育をおえ

たのちにさらに学習しようとするばあい、ギムナジウムにすまざるをえない。のちに、地方都市のなかには、財政的な事情から実科学校の新設を断念し、ギムナジウムに実科クラスを設置するものも少なくなかった。

「中等學校」は、全国に「三百ヶ所」あり、教師は「二千五百四十五人」、「弟子」は「七萬一千百五十六人」である。「李國二八國号ヲ獨逸北部聯邦ト改メテ後」、すなわち一八六七年に普墮戦争に勝利したプロイセンを中心にマイン川以北の二十二のドイツ諸邦によって北ドイツ連邦が組織されたのちには、「四百十五ヶ所」に増大する。

二 「上等學校」

ヨーロッパの大学は、もともとローマ教皇という宗教的權威によって權威づけられ、国際的、普遍的な性格をおびていたが、宗教改革以後、旧教と新教の激しい対立のなかで、しだいにローマ教皇の支配からはなれ、地域的な存在にすぎない国家機関 (studium particulare) へと変容する。近代科学の創成期である十七世紀をむかえても、大学は国家官僚の養成機関にすぎず、新しい学問はもっぱらアカデミーにゆだねられる。

こうした状況のなかで、十七世紀末にプロイセンのハレに近代大学の原型ともいべき大学が創設される。ハレにおいては、神学部を頂点とする伝統的な学部構成が否定され、「特定の利益や目的のため」ではなく、「真理を真理のためにのみ求める」哲学部が大学の中心学部として位置づけられる。⁽¹²⁾ 同時に、公認された教義や学説の伝達という大学の伝統的な使命観も否定され、「自由探求の精神」 (libertas philosophandi) が開花する。

ハレの精神は、諸外国には波及しなかったが、十九世紀はじめに創設されたベルリン大学に継承される。哲学を基礎科学とし、研究と教育を統一するという新しい理念に立脚したベルリン大学は、ストウデイウム・ゲネラーレ (studium generale)、すなわち国境を越えた知的発掘の場として人的な流動性をよみがえらせ、やがてドイツだけで

なく、西欧各地、全世界から学生を吸引することになる。

「中等ノ學問」をおさめ、大学入学資格を取得したものは、ストウディウム・ゲネラーレとして復活した大学、すなわち「上等之學問」へすすむ。「上等學校」(大学)は、プロイセン全土に「七ヶ所」あり、北ドイツ連邦の成立後は、「十三ヶ所」となる。「弟子」(学生)は「五千四百二十一一人」におよぶ。

プロイセン諸大学は、プロイセン政府が「世界之高名ノ人」を「上等ノ教師」として登用したために、研究レヴェルが向上し、「世界ノ國々ヨリ來リテ學フ人」、すなわち外国人留學生がしだいに増加する。実際、プロイセン王国は、一七九四年に「プロイセン国法典」(Allgemeines Landrecht für die preussischen Staaten)を制定するが、その第十二部第十二項の追加条項第一三三條は、「未習熟 (Unreife) の証明書により大学に入った者は、奨励金 (Benefizien) をも要求することはできない。異邦人 (Ausländer) は、本試験を免除される」と規定する。⁽¹³⁾

こうした条文から窺われるのは、「異邦人」にたいして優遇策がとられていたことである。「異邦人」とは、もともとプロイセン以外のドイツ諸領邦の出身者さすが、追加条項であるにしても、もはや「異邦人」に言及しなければならぬほどに、大学を舞台として人的流動性が生まれていた。しかも、「異邦人」には、ドイツ以外の外国人留學生もふくまれる。プロイセン諸大学の学籍登録制度については、「プロイセン国法典」が長期間にわたり効力をもち、⁽¹⁴⁾一八七三年の「王立フリードリヒ・ヴィルヘルム大学生のための規程」にも「異邦人」優遇策がうけつがれている。⁽¹⁵⁾

「上等學校」は、神学部、法学部、医学部、哲学部からなる。「國法ヲ學ビ度人或ハ國ノ支配役ヲ勤ムルヲ好ム人」(法曹家・官僚)、「學問之教師」、「寺院ノ教師」(聖職者)、「医術ヲ好ム人」(医師)が「入寮」(入学)する。大学は「金満家ノ子供」や「貴族ノ子供」のばあいには、「樂シミノ故ニ」進学する。ギムナジウムをへて大学へ進学するばあい、高額の授業料が必要であり、十九世後半のプロイセンにおいては、大学入学資格を取得し、大学にすすむのは

同年齢人口の一パーセントにすぎない。⁽¹⁶⁾

大学生は、三年から五年在学し、その後、「二年ノ間外國ノ學問エ入ル」、すなわち外国へ留学するものもいる。「國々ノ支配役」(官僚)、「色々ノ官ノ役」(官吏)をめざす法学生は、「掟」(法学)をまなんだのち、「政府之使者ニ對シテニツ吟味ヲスル」、すなわち国家試験をうける。

ドイツ諸邦は、十九世紀に官吏養成に関する法令を整備する。プロイセンでは、一八〇八年以降、整備がすすめられる。当初、試補見習生 (Referendariat) 任用のための試験においては官房学 (Kameralwissenschaft) の伝統がうけつがれ、一八一七年の法令においては「法に関する基礎的な知識」が要求される。三月前期 (Vormärz) には、プロイセンの高級行政官における法科主義が確立する。⁽¹⁷⁾

医学生も医師試験に合格しなければならない。プロイセンでは、一八五二年に医学部卒業生だけが医師試験を受験することができることになる。医学生は、四学期にわたり基礎科学と基礎医学をまなんだのち、「理学試験」(Tentamen physicum) を受験し、さらに二年間、四学期にわたり臨床医学をまなんだのち、国家試験をうける。⁽¹⁸⁾

この試験規定は、一八八三(明治一六)年まで適用される。佐藤進、池田謙斎、大沢謙二といった明治初年の日本人留学生も「前期試験」とも呼ばれる「理学試験」にのぞむ。この試験は「随分困難ナル試業」であり、外国人留学生は免除されるのが通例であるが、かれらは「解体学 人身理学 舎密学 万有理学 植物学」といった「試業之科目」を受験する。⁽¹⁹⁾

「教師ヲ好ム人」、すなわち中等教員を志望するものも国家試験に合格しなければならない。プロイセンでは、フンボルト (Karl Wilhelm von Humboldt) とジュフェルン (Johann Wilhelm Sivern) の構想にもとづいて、一八一〇年以降、中等学校試験 (Examen pro facultate docendi) が実施される。中等教員は、国家試験の導入によって「教養専

門職」としての地位を確立する。それによって、国家官吏としての中等教員と初等教員の社会的・経済的地位が隔絶することになる。⁽²⁰⁾

大学においては、「中等學校」のばあいには「教師」が「弟子」にたいして「父ト子」のように、あるいは「父のよくな友」(väterlicher Freund)としてあつかうの⁽²¹⁾にたいして、「長少朋友」のように接する。「中等學校」の「教師」は、「中等ノ學問」が「上等ノ學問ノ仕度」であるために、「弟子勉強セザレハ」「製導」する。それにたいして、「上等學校」の「教師」は「右ヲ關係セズ」、すなわち学生の自主性を尊重し、放置する。

大学には、「一ヶ所毎ニ皆古代ヨリノ本ヲ集メテ之ヲ文庫ニ備フ」、すなわち図書館が付設され、学生の研学のために書籍が整備されている。

一八六〇年の「右惣學校ノ入用」(予算)は「三百六十二萬四千三百九十両」である。「此高三分ノ一」は「弟子」が授業料としておさめ、「内一分大略」は政府が支出する。「内一分」は「其國其所」、おそらく地方自治体が支出する。そのほか、「學校造作等」のために、政府は、毎年、「二百萬兩」の予算を計上する。日本で新貨条例が制定される明治四年以前は、江戸期金貨制が残存していたが、これらの経費については、プロイセンの通貨マルクを正確に両に換算したものか否か判然としない。ちなみに、外務省の明治三年の年間予算は「金二萬四千兩」である。⁽²²⁾

学法は、「月俸」と奨学制度にも言及する。「下等學校ノ月俸」は「一ヶ年大略」で「三両」、「中等學校ノ月俸」は「二ヶ年大略」で「十二両」、「上等學校ノ月俸」は「一ヶ年大略」で「四十両」である。「月俸」とは、文脈から授業料、とくに月謝をさすと思われる。「下等ト上等ノ人」(小学生と大学生)のなかで、「極メテ貧窮」のものは、願ひ出によって政府から「月俸」を支給される。授業料免除である。「中等學校」のばあいには、政府は「貧窮之人ノ子供」に「月俸」を支給しない。それは、「衣服」はもとより、「食物居所」をも学校の「備金」からまかなうという制

度があるからである。「備金」とは、「或人死ニ臨ンテ金ヲ學校ノ入費ニ獻ス」、すなわち寄付金を備蓄する制度である。これら三種類の学校のほかに、「築城鑛山師山林運送船將製藥師等」を養成する実科学校 (Realschule) がある。一八三一年にクーザンのプロイセン教育事情に関する報告書にもとづいてギゾー法 (初等教育法) が起草されたように、「近隣ノ國々ニテ皆之ニ擬ヘテ學校ヲ製ス」、すなわち近隣諸国はプロイセンの学校制度をモデルとして学校教育を整備する。講述者は、プロイセンの学校制度に関する概説のさいごに、そのモデル性を強調する。

三 大学への提言

「李國學法」本文のうち、最後の四分の一は、日本人の質問にたいする回答や提言にあてられる。個々の事例にそくして「改ムベカラズ」、「可ナルベシ」、「教ユベシ」といったように、当然の意あるいは命令の意がふくまれるのはそのためである。また、「日本ト李國ト二國ノ學問ヲ比較シ見レハ」というように、日本の現状について説明をうけたためか、日本の実態をふまえている。以下、その部分を掲載する。

日本ト李國ト二國ノ學問ヲ比較シ見レハ日本ニテハ下等ノ學問ヲ改ムベカラズ如何トナレハ第一日本人民ノ風俗ニ叶フ而シテ大略人々讀ト書コトヲ知ル故ニ此ノ學問ノ業改メスシテ可ナルベシ

日本ニハ中等ノ學問ニ省タル學問ハ無カラント思フ西洋ニハ羅甸ト額力西ノ歴史ト同國ノ言語而シテ「ジズー」ノ宗旨要用ノ事ニテ學問ノ綱目ナリ日本ニシテハ漢學ト言語ト神道ト佛法要用ノ事ナリ然レ共此言語ト宗旨ノ外世界ノ地理ト歴史數學分離術音樂ト身體ヲ堅固ニスル術ヲ又此中等ノ學校エ入レテ教ヘテ可ナルベシ

日本ニテ我中等ノ學校ニ擬ヘテ教ヲ立ルナラハ漢學ト地理ト數學ト神道佛道ト究理學ト世界ノ地理ト歴史ト數學ト分離術音樂ト身體ヲ堅固ニスル術ヲ教ユベシ而シテ好ムナラハ世界通用ノ言語ヲ教ユベシ

何人ノ子供モ始一般ニ中等ノ學問エ入りテ勉強シ而シテ後二人ノ別々ノ學問ヲ成スベシ

擘ヘハ我上等ノ學問ノ如シ

此中等學問ノ稽古ヲ成シテ而シテ色々ノ役ヲ勤ムルヲ好ム人或ハ掟或支配等ノ事ヲ好ム人ハ日本之法則ヲ習フ可シ然レトモ築城ト醫師ト百工ハ日本ノ國ニ未タ善キ教師有ラザル故ニ西洋工行テ學ブ可シ而シテ漸々之ヲ日本ニ開ク可シ

今中等ノ學問ヲ改メテ大略西洋ノ教師ヲ頼ムナラバ本國ニテ元ト教師ヲシタル人ヲ頼ムベシ如何トナレハ教師ノ教ユル事ハ大事ナリ而シテ教師ハ大切ノ者ナル故ニ其人ヲ選バ子ハ成ラス

まず、「下等ノ學問」については、「改ムベカラズ」、すなわち改革する必要はないという。それは、日本の「下等ノ學問」が「日本人民ノ風俗ニ叶フ」ために、「大略人々讀ト書コトヲ知ル」からである。講述者は、明治初年の啓蒙思想家がとりあげたような国語国字問題を意識していたのだろうか。のちに、司法省お雇い教師のブスケ (Georges Hilaire Bousquet) は「この国には、普通の文字を読み書きできない一人の男も一人の女もなく、一二歳を越える子供でそれができないものは一人もいないということが信じられるだろうか」と感嘆している。そうした初等教育の普及ぶりを講述者は体感していたのであろう。

つぎに、「中等ノ學問」については、「日本ニハ中等ノ學問ニ省タル學問ハ無カラン」として再検討するよう提案する。日本には、初等教育・中等教育・高等教育の概念がなく、明治二年十一月の大学規則案において「輦轂ノ下大學一所ヲ設ケ府藩縣各中小ノ學ヲ置ク」として学校階梯がはじめて明示される。「小學」は「普通學ヲ修メ兼テ専門四科ノ大意ヲ知ル」、「中學」は「専門學ヲ修ム」という役割をになう。

講述者は、西洋の中等教育における「學問ノ綱目」として、「羅甸ト額力西ノ歴史ト同國ノ言語」、すなわちギリシ

アやローマの歴史と古典語、「ジズ」ノ宗旨要用ノ事」をあげ、それに類するものを日本の中等教育の修学科目とするよう提案する。それは、すなわち「漢學ト言語ト神道ト佛法要用ノ事」、「世界ノ地理ト歴史」、「數學」、「分離術」、「音樂」、「身體ヲ堅固ニスル術」である。さらに、「世界通用ノ言語」をくわえることも推奨する。

さいごに、「上等ノ學問」のありかたに言及する。「何人ノ子供」も、「始一般ニ中等ノ學問エ入りテ勉強シ」、その後、「人々別々ノ學問」をまなぶべきである。つまり、「下等ノ學問」および「中等ノ學問」にかけては、まず普通教育をまなび、そののちにドイツのような「上等ノ學問」、すなわち高等専門教育をうけるべきである。「色々ノ役ヲ勤ムルヲ好ム人」や「掟或支配等ノ事ヲ好ム人」は、「日本之法則」を修得すればよい。しかし、「医師」の養成、「築城」、「百工」については、「日本ノ國ニ未タ善キ教師有ラザル」ために、「西洋工行テ學ブ可シ」、すなわち留學生を西洋に派遣し、それらを移植する必要がある。

日本において、中等教育を改革し、「西洋ノ教師」を雇用するならば、「本國ニテ元ト教師ヲシタル人」のなかから人選しなければならぬ。それは、資格や資質を問うこともなく、場当たりに居留地に在留する外国人をお雇い教師として雇用する日本政府への警鐘でもある。こうした提言は、留學生の海外派遣とお雇い教師の招聘という方法とおしての新生日本の近代化政策に一定の指針をしめしたものとみえる。

おわりに

以上の内容から窺い知ることができるのは、第一に、「李國學法」はドイツ人が講述したか、筆記したものを訳出したものであるということである。ドイツ人であることは、講述者または筆記者が自国、すなわちプロイセンもしくは北ドイツ連邦の制度についてふれるばあい、「我中等ノ學校」、「我上等ノ學問」といった表現をつかっていること

から明らかである。井上久雄氏は、このドイツ人は「独書記官ドクトル・ベルリン」ではないかと推測する。

さらに、「孝國學法」は不特定多数のために刊行された出版物や印刷物ではなく、特定の人物のために口頭でつたえられたか、筆記されたものである。体系的に乏しい記述内容からは、体験的な知識を思いつくままに口伝したことが窺える。特定の人物とは、「日本ニテ我中等ノ學校ニ擬ヘテ教ヲ立ル」ことを使命とする日本人、すなわち明治新政府の大学構想に關与する大学關係者にほかならない。しかも、外国語、とりわけドイツ語に通じる日本人とみるべきであろう。大学關係者のなかで、ドイツ語に通じる日本人といえば、加藤弘之と近藤鎮三である。この点については、稿をあらためて論じたい。

第二に、「孝國學法」が作成されたのは、一八六七（慶応三）年の北ドイツ連邦成立後の統計が引用されているために、それ以降である。しかし、幕末期ではなく、「日本ニテ我中等ノ學校ニ擬ヘテ教ヲ立ル」時期、すなわち明治初年である。「孝國學法」は、大学構想に關与する日本の文教担当者が教育制度に關する諸問題についてドイツ人に質問し、それにたいする回答を筆記したものである。つまり、回答は何らかのかたちで大学構想のなかに生かされたか、生かすつもりであったか、いずれかである。

ここで注目しなければならないのは、大学の学科構成である。明治二（一八六九）年十一月の「急務件々」に付された「大学規則案」⁽²⁴⁾では、「政科」、「理科」、「醫科」、「史科」からなる学科制、すなわち専門学部制が採用される。しかし、大学規則案は、裁可されないまま、修正される。そのさい、もっとも熟議されたのは、漢学と国学の位置づけに關する問題である。王政復古の氣運のもとで台頭した国学や伝統的な漢学を新政府直轄の教育機關から排除することにはつよい抵抗があったであろう。

翌三年二月には、「大學規則及中小學規則」⁽²⁵⁾が裁可され、「法科」、「理科」、「醫科」、「文科」のほかに、あらたに

「教科」がくわえられる。「教科」は、「教神學」と「修身學」からなり、「教神學」については古事記、日本記、万葉集、古語拾遺、宣命、祝詞、「修身學」については孝経、論語、大学、中庸、詩経、書経、周易、礼記が必読図書としてあげられる。「教神學」は、実質的には神道的国学であり、「修身學」も実態として儒教的漢学である。

「孝國學法」は、西洋における「學問ノ綱目」としてギリシアやローマの歴史と古典語、キリスト教の教義をあげ、日本のばあいには「漢學ト言語」、「神道ト佛法」がそれに該当し、「要用ノ事」であると助言する。西欧においては、中等教育では宗教と古典語が不可欠であり、大学では神学部が不可欠の構成要素であるという指摘である。「大學規則及中小學規則」において、あらたに「教科」がくわえられた背景には、こうした助言があつたとみてもさしつかえないだろう。

明治二年十一月以降、ドイツの学校に関する規則書のようなものが「大學規則案」の改訂のために参看される。それらは、「普魯志學則」、「孝國學法學規」、「孝漏生學校規則」といったさまざまな呼称でよばれるが、同じ内容のものである。明治初年の建言書などは複数部作成され、要路の人びとにとどけられる。右大臣の三条実美のもとにも、同じ内容の「孝國學法」が参考資料としてとどけられたのである。

【註】

- (1) 『日本の大學』、創元社、昭和一八年、二三四頁。
- (2) 『学制論考』、風間書房、昭和三八年、二二二頁。
- (3) 東京大学百年史編集委員会、東京大学出版会、昭和五九年、一二〇頁。
- (4) 世界教育史研究会編、『世界教育史大系』二二、ドイツ教育史Ⅱ、講談社、昭和五二年、一六頁。
- (5) 谷紀三郎編刊、『餐霞録』、大正三年、一四八―一四九頁。

- (6) M. クラウル、望田幸男他訳、『ドイツ・ギムナジウム二〇〇年史』、ミネルヴァ書房、一九八六年、四八頁。
- (7) 同右書、五九頁。
- (8) 望田幸男編著、『近代ドイツ』「資格社会」の制度と機能」、名古屋大学出版会、一九九五年、三四頁。
- (9) 『ドイツ・ギムナジウム二〇〇年史』、四九頁。
- (10) 『近代ドイツ』「資格社会」の制度と機能」、三四頁。
- (11) C. E. マクレランド、望田幸男監訳、『近代ドイツの専門職』、晃洋書房、一九九三年、一五五頁。
- (12) E. ヴアイゲル、三島憲一・宮田敦子訳、『ハレ——啓蒙主義の最初の大学——啓蒙の都市周遊(三)』、『思想』第八四四号、一九九四年一〇月、九三頁。
- (13) Ludwig von Rönne, Das Unterrichts-Wesen des Preussischen Staates, Bd. 2, Die höhern Schulen und die Universitäten des Preussischen Staates, Berlin 1855 (Neudruck Köln 1990), S. 540.
- (14) Thomas Elwein, Die deutsche Universität, Vom Mittelalter bis zur Gegenwart, Frankfurt am Main 1992, S. 145.
- (15) Gesetze für die Studierenden auf der Königlichen Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin. Zufolge Abschnitt VI § 7. der ... Universitäts-Statuten ... zusammengestellt. 1873 [laut Akten.] (Revision v. 1870), Berlin, Buchdruckerei der Kaiserl. Akademie der Wissenschaften, Archiv der Humboldt-Universität zu Berlin. (フンボルト大学文書館所蔵)
- (16) 『近代ドイツ』「資格社会」の制度と機能」、三四頁。
- (17) 野村耕一、『官吏資格の制度と機能』、『近代ドイツ』「資格社会」の制度と機能」、二一〜二二頁。
- (18) 服部伸、『医師資格の制度機能』、『近代ドイツ』「資格社会」の制度と機能」、二〇七〜二〇九頁。
- (19) 佐藤進差出、佐藤尚中宛、明治五年一月一六日(一八七二年二月二四日)付、「資料一(手紙)」、『順天堂史』上巻、一〇四三〜四五頁。
- (20) 吉岡真佐樹、『中等教員の資格制度と機能』、『近代ドイツ』「資格社会」の制度と機能」、七三〜七五頁。
- (21) Margret Kraul, Das deutsche Gymnasium 1780-1980, Frankfurt am Main, Suhrkamp 1984, S. 51.
- (22) 「公用備忘録」、日本史籍協会編、『広沢真臣日記』、東京大学出版会、昭和四八年(昭和六年初版)、四三四〜四四二頁。
- (23) G. H. ブスケ・野田良之・久野桂一郎訳、『ブスケ日本見聞記』一、みすず書房、一九七七年、二二七頁。

- (24) 「急務件々」、国立国会図書館憲政資料室所蔵、「岩倉家蔵書類」。
- (25) 「大中小學規則上梓伺」、国立公文書館所蔵、『公文録』 大学之部、自己巳十二月至庚午四月、文書第廿二。

※小論は、広島修道大学総合研究所一九九八年度調査研究費による研究成果の一部である。

Zusammenfassung

Über das “preussische Schulregel” in der Sammlung für die Biographie des Fürsten Sanjo

Jun Morikawa

Im Prozeß vom Entwurf der “Hochschulsatzung” vom November 1869 zu dem “Regel der Hoch- und Mittel- und Elementarschulen” vom Februar 1870 wird eine Art Schulregel durch einen Deutschen ausgeliehen, und zum Muster genommen. Die Meinungen darüber gehen weit auseinander. Herr Hisao Inouye fand das “Bokkoku gakuho gakki” (preussische Schulgesetz und -regel), das der Sekretär der preussischen Gesandtschaft Dr. Berlin diktierte und der Beamte des Kultusministeriums Chinzo Kondoh übersetzte, im Katalog eines Antiquariats. Das ist aber schon in andere Hände übergegangen. Herr Inouye grubte später das “Bokkoku gakuho” (preussische Schulregel) in der Sammlung für die Biographie des Fürsten Sanjo aus, und vermutete, daß das eine Variante einer Art Regel der Schulen und des “Bokkoku gakuho gakki” sein müßte. Hier möchte ich die Inhalte des “Bokkoku gakuho” in der Sammlung für die Biographie des Fürsten Sanjo analysieren.